

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20250210	ヨシダ交通株式会社 (法人番号 6180301007563) 代表 者山本洋子	愛知県豊橋市西松山町23 番地	羽根井営業所	愛知県豊橋市羽根井西町 7番地6号、7号	輸送施設の使用停止 (33日車)	道路運送法第13条	令和6年10月7日、監査方針に基づいて、監査 を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引 受義務違反(道路運送法第13条)	4	4
2	20250212	静鉄タクシー株式会社 (法人番号 7080001002007) 代表 者根来晃司	静岡県静岡市駿河区南八 幡町25番25号	岡出山営業所	静岡県藤枝市岡出山2丁 目9番25号	文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第1項 及び第2項	令和7年1月16日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(2)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
3	20250212	石川タクシー富士株式 会社(法人番号 9080101010122) 代表 者斎藤俊之	静岡県富士市吉原4丁目 10番9号	富士営業所	静岡県富士市吉原4丁目 154-31	文書警告	道路運送法第23条第3 項	令和7年1月15日、監査方針に基づいて、監査 を実施。5件の違反が認められた。(1)運行管 理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条 第3項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自 動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)乗務 員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送 事業運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対す る指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運 輸規則第38条第1項)、(5)整備管理者の解任変 更届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 45条)	0	0
4	20250213	中川タクシー株式会社 (法人番号 2180001020341) 代表 者石川優	愛知県名古屋市中川区八 熊通5丁目46番地	本社営業所	愛知県名古屋市中川区八 熊通5丁目46番地	文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第5項	令和7年1月24日、監査方針に基づいて、監査 を実施。1件の違反が認められた。(1)健康診 断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21 条第5項)	0	0
5	20250213	田丸自動車有限会社 (法人番号 5190002009116) 代表 者村林崇生	三重県度会郡玉城町佐田 49番地17	本社営業所	三重県度会郡玉城町佐田 49-17	文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第5項	令和7年1月16日、監査方針に基づいて、監査 を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の 記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則 第24条第5項)、(2)乗務員等台帳の作成、備付 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37 条第1項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等不備 (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1 項)、(4)点検整備記録簿等の未記載(旅客自動 車運送事業運輸規則第45条)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。